

第4章 地域資源を活かした元気なまちづくり

4-1 活力ある産業が育つまち

(1) 活力ある農業の振興

【現状と課題】

① 農業の担い手育成と生産組織の整備

平成17年農林業センサスにおける本町の農家数は、653戸、総世帯数（8,709世帯）の7.5%となっています。そのうち、専業農家数は220戸（総農家数の33.7%）であり、年々減少を続けています。

今後も農業従事者の高齢化が加速し、農業後継者の減少は一層進むことが予想され、農家は優れた経営管理能力と高い技術力を備えた企業的感觉を持つ先進農家、小規模兼業農家や自給農家、農地の所有権は持つが農業は行わない農地提供者に分けられ、階層分化がさらに進むものと思われます。また、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代を機に、急速に農地の流動化が進む可能性が高まっています。

このような中、本町の基幹産業である農業の発展を図るためには、農業後継者の育成・確保と就農しやすい環境づくりが重要となっています。

本町においては、認定農業者の育成・確保や、農業経営における女性の積極的参画を図るための農村女性アドバイザー活動を積極的に進め、地域の中核的な農業者育成に努めているところです。

また、効率的かつ安定的な農業経営を支援するため、優良農地の維持・確保とともに認定農業者等に対する農用地の集積を促進していく必要があります。

○農家数、農業就業者数

(単位:戸、人)

年	総農家数	農業就業者数
平成2年	936	1,787
平成7年	844	1,578
平成12年	737	1,177
平成17年	653	975

資料:農林業センサス

○認定農業者数

(単位:人)

年	認定数	
		うち法人数
平成18年	140	19
平成19年	134	18
平成20年	132	17
平成21年	130	17

資料:産業振興課調(各年12月末現在)

② 農業生産

本町の農用地面積は約1,650haで、水田が約550ha、畑が約1,000ha、茶や果樹園などの樹園地が約100haとなっています。

水田地帯では、コシヒカリを主体とした早期水稻を中心に、ピーマン、きゅうり、トマトなどの施設野菜や露地野菜など、畑作地帯では、宮崎県内トップの生産量を誇るキャベツ・白菜を中心とした露地野菜や甘藷が栽培され、茶や養畜も盛んに行われています。また、近年は、きんかんやマンゴー等の施設果樹やズッキーニなどの生産が盛んになりつつあります。

近年の原油価格高騰は、本町の農業経営にも多大な影響を及ぼし、特に施設園芸は厳しい状況にあります。

本町においては、各作物別の技術研修及び先進技術の導入により、地域の農業を担う経営者の資質向上と生産技術の向上に努めてきました。近年では、平成19年度に強い農業づくり交付金事業として、児湯農業協同組合の真空予冷施設・保冷施設の整備や、農業生産法人甦る大地の会の甘藷等の集出荷貯蔵施設の新設など、作物の生産や流通体系の確立を図るための各種事業を実施してきたところです。

畜産については、小規模飼養者層の減少により経営戸数は減少していますが、飼養規模は従来の規模を維持しています。近年子牛価格が低迷し、児湯市場の平均価格は他の市場に水をあけられており、若くて良い母牛をそろえるかが浮上の鍵を握っています。肥育牛も、消費落ち込みによる枝肉価格低迷、飼料価格の高騰などにより経営が厳しさを増しています。また、乳用牛、豚の経営についても厳しい状況となっています。

農畜産物の輸入自由化等により、国を越えた産地間競争が激しくなっていることから本町農業の地域特性を踏まえ、新品目・新作型への積極的取り組みなど、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開を図り、厳しい状況にも耐えうる力強い生産構造の構築を図る必要があります。

○主要農産物産出額の状況

(単位:千万円)

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
総生産額	858	867	927	907
肉用牛	193	216	221	289
ブロイラー	132	120	135	134
豚	96	93	109	82
鶏卵	67	58	74	60
キャベツ	50	41	56	41
米	44	48	50	44
トマト	30	35	32	29
かんしょ	22	19	20	24
茶(生葉)	19	24	21	14
葉たばこ	18	23	24	15
ピーマン	15	14	15	17
庭園樹苗木	12	12	12	8
はくさい	11	15	17	14
きゅうり	10	12	14	18
かぼちゃ	8	16	13	13

資料:宮崎農林水産統計協会発行「宮崎県の農業産出額データ」

③ 農業生産基盤の整備

農村地域は、農業生産の場及び住民生活の場であるとともに、国土保全や環境保全など、多面的・公益的な役割も果たしています。

本町ではこれまで、農用地の効率的利用及び生産性向上を図るため、一ツ瀬川土地改良事業による圃場・畑地かんがい等整備、お染ヶ岡地区特殊農地保全整備事業による圃場・排水路・道路などの整備、住民の生活及び生産基盤である農道の整備など、各種事業による生産基盤整備や環境整備等を計画的に進めてきたところです。

現在、染ヶ岡・鬼ヶ久保地区を中心とした地域に、畑地かんがい用水の確保を図るため、平成8年度に着手した国営尾鈴地区土地改良事業が進行中であり、染ヶ岡地区のモデル圃場において白菜・キャベツ・しょうが・茶のかん水効果等の調査研究を実施するなど、事業の推進を図っています。国営尾鈴地区土地改良事業は完了間近となっており、県営事業に着手するための事業計画書の作成等準備を進めているところですが、近年、露地野菜の価格変動や原油価格の高騰など、受益者にとって将来営農への不安要因があり、今後の施行同意を行うに当たっては抜本的な対策が必要となっています。

今後とも、小区画水田地帯の再圃場整備や未整備地区の畑地整備、農業集落排水施設等の整備とともに、土地改良区の育成強化を図り、効率的で生産性の高い農業基盤の形成に努めていく必要があります。

④ 環境保全型農業の推進

環境への負担軽減や食の安全・安心に対する消費者の意識は、年々高まりを見せています。

国においては、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の制定や、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律によるエコファーマー認定等の推進、改正食品衛生法によるポジティブリスト制度の導入などにより、環境保全型農業を推進するための施策を展開しています。

本町においては、高鍋地域有機農法実践協議会と連携した白菜、キャベツ、水稻等の作付け地に対する有機農法の推進や、JA宮崎経済連が定めた「情熱みやざき農産物表示認証制度」に基づく取り組みなど、環境保全型農業の推進を図っているところです。

また、めいりんの湯において特別栽培（減農薬・減化学肥料等）のこだわり農産物を販売し地元の農産物のPRを行うとともに、出品された農産物の残留農薬検査を行い、消費者に信頼される農産物の提供を行っています。

今後とも、減農薬・減化学肥料栽培の推進を図るとともに、その安全性を消費者にPRし、安心・安全な高鍋ブランドの確立を図ります。

一方、農業廃棄物の適正処理を図るため、家畜排せつ物の適正管理、堆肥の有効活用、農業用廃プラスチックの集団回収など、農業廃棄物を適正に処理するための体制整備を推進する必要があります。

⑤ 農村と都市の交流

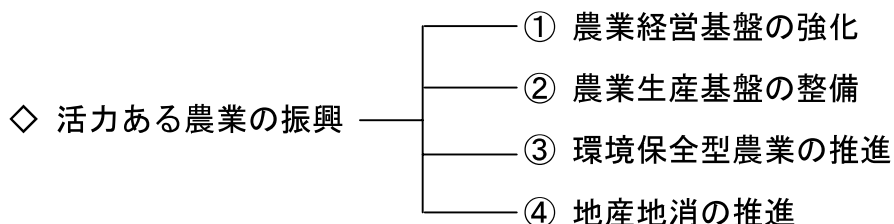
農地・農業用水等の自然環境は、町民共有の財産であり、これらの子や孫の世代に良好な状態で引き継いでいくことは重要です。

本町においては、1950年代の農村風景・四季の彩り豊かな景観を復元創出し、地域住民や訪れる人々に安らぎの場を提供するため、「四季彩のむら整備事業構想」を平成13年度に策定し、村民組織の育成を図るとともに、普通期水稻・ソバ・レンゲの作付けなどによる景観形成、子どもたちとの田植え体験、収穫祭における生産物直売や農作物収穫体験など、地域住民等との交流活動を行っています。平成17年度から、むらづくり交付金事業により四季彩のむら整備事業を実施しており、平成22年度完了の予定です。

事業計画地に位置する総合交流ターミナル施設（高鍋温泉めいりんの湯）や高鍋湿原などの地域資源との連携により、新たな魅力を創出するための整備が望まれています。

また、良好な農村環境の形成を重視した農業生産への取り組みを推進するため、平成19年度から長法寺（羽根田・青木）地区・老瀬地区・竹鳩地区・切原地区・持田地区、更に平成21年度から染ヶ岡地区において、「農地・水・環境保全向上活動推進事業」に取り組み、農業者のみならず地域住民が一丸となり、地域景観や農用地・農業用施設の保全活動に取り組んでいます。そのうち、土地改良事業において不要となった長法寺溜池、希少植物オニバスが自生している加志揚溜池、竹鳩農業用排水路周辺については農村公園等として整備を行い、地域住民の憩いの場として活用されています。

【施策の体系】



【施策の方向】

① 農業経営基盤の強化

認定農業者の育成等、農業経営者の意向と地域の実情に応じた経営体の育成及び農用地の利用集積を図るため、児湯農業協同組合、農業委員会、宮崎県児湯農林振興局等の関係機関が相互連携の下、指導・助言を行います。

また、本町の農業・農村を発展させるためには、意欲あふれる人材育成が不可欠であるため、各作物別の技術研修会、先端技術の導入に加え、経営状況の自己分析・診断能力の修得、農業経営改善計画の作成指導等を積極的に進めるなど、高度な経営管理能力と高い技術力を備えた企業的先進農家を育成するとともに、地域をリードしていく人材育成に努めます。

農業経営の改善促進のためには、各種補助金、制度資金等の導入も必要ですが、固定化負債の状況、事業の計画性、実証性などを十分に見極めながら融資指導を行うなど、営農指導体制の充実を図ります。

② 農業生産基盤の整備

農業生産の基礎である基盤整備を推進するため、これまで土地条件に応じて計画的に事業を実施してきました。

今後とも、継続地区の計画内容の点検や未整備地区の要望などを検討したうえで、環境との調和に配慮しつつ、安全で良質な農産物の低コスト生産と優良農地の保全に向けた農業生産基盤の整備を推進します。

また、整備した土地改良施設の持つ多面的機能を維持するため、地域住民や関係機関と連携し、農地・水・環境保全向上対策を推進します。

③ 環境保全型農業の推進

環境保全型農業は、「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続可能な農業」（平成6年4月農林水産省環境保全型農業推進本部）と定義されています。

健康的で豊かな食生活や国土の保全、美しい景観の形成など、健全で恵み豊かな環境を子孫に引き継いでいくため、環境保全型農業を推進します。具体的には、実践地区である「四季彩のむら」の整備・育成や、めいりんの湯でこだわりの農産物（減農薬・減化学肥料）販売に取り組むめいりんの里農産物等販売者の会の指導・育成など、高鍋地域有機農法実践協議会を中心に、人にやさしい農業を目指した取り組みを推進します。

また、農業用廃プラスチックの適正処理とともに、畜産業においては、家畜排せつ物の適正管理・適正処理を推進します。さらに、堆肥の有効活用のため、耕畜連携の推進と併せて、耕種・畜産両農家の生産・経営の改善を図ります。

④ 地産地消の推進

「安心」「安全」かつ「新鮮」「旬」な農産物の流通・消費においては、地元の生産者や商店等とともに地産地消を推進します。

特に、学校給食においては、地元食材の利用促進を図ります。

【役割分担】

行政の役割	○優良な認定農業者や農業生産法人など、地域農業を支える新しい農業経営組織の育成を図ります。 ○農地の集積化を図るなど、効率的な農地利用を促進します。 ○農業経営の安定化と合理化を図るため、生産性や収益性の高い農業の取り組みを推進するとともに、融資制度や価格安定制度等の支援に努めます。 ○消費者ニーズに対応した新品目・新作型の開発、安定化を図り、周年生産出荷体制の確立に努めます。 ○安全・安心な農畜産物の供給を図り、高鍋ブランドの確立に努めます。 ○地元の農畜産物を活用した地産地消を推進します。 ○本町の農畜産物を積極的にPRし、販売拡大に努めます。 ○農地や農道、用排水路などの農業基盤整備を計画的に推進するとともに、農村生活環境の改善を図ります。 ○環境への負荷を軽減する生産技術の確立に努めます。 ○環境保全型農業に取り組む農業従事者や団体の育成に努めます。 ○農業用廃プラスチックを適正処理するため、デポジット制度の周知と生産者の意識啓発を図ります。
町民や事業者等の役割	○認定農業者や農業生産法人等は、農業経営の改善と目標の達成に努めます。 ○遊休農地や耕作放棄地を増やさないよう、農地の有効活用に努めます。 ○農業経営の企業的経営手法を導入し、低コスト化・省力化に努めます。 ○水質汚濁や土壌汚染を防止し、生活環境の保全に努めます。 ○安全・安心な農畜産物づくりとともに、高鍋ブランドの確立に努めます。 ○農業用廃プラスチックは集積所に搬入し、適正処理します。

（２）適切な森林整備の推進

【現状と課題】

平成17年農林業センサスにおける本町の森林面積は850haで、そのうち国有林47ha（5.5%）、民有林803ha（94.5%）となっており、そのほとんどが高台の畑地帯と低地の水田地帯を挟む急傾斜地に位置し、一部海岸線に国有林を含む松林があります。

森林の人工林率は約66%で、戦後の造林推進により植林されたものがほとんどです。

森林の所有形態については、所有面積が5ha以下の小規模な森林所有者が98%とその大部分を占めており、財産保有的な所有形態となっています。

本町の森林は、特に急傾斜地に多いことや、海岸沿いに松林が長く展開し町民にとってレクリエーションの場となっていることなどから、国土保全、水源の涵養、地球温暖化防止、保健休養などの公益的な機能が大きく、引き続き要保有林分に対する適切な施業の実施、天然林に対する有用広葉樹林の造成、自然休養村の整備等を推進しつつ、森林資源の充実と公益的機能の高度発揮・拡充を図る必要があります。

森林整備を推進する上で重要となる林業労働力について、その中心的担い手である児湯広域森林組合は、現在、下刈り・間伐等の保育作業を中心とした体制となっていますが、今後、主伐期を迎える林分が多く、また、計画的な間伐推進を図るため、高性能林業機械の導入を含め、計画的な伐採実施のための体制整備が必要となっています。

【施策の体系】

◇ 適切な森林整備の推進 ——— ① 適切な森林整備の推進

【施策の方向】

① 適切な森林整備の推進

急傾斜地の森林は、地すべりなどの自然災害防止対策のため重要な役割を果たしているため、適切な森林施業を行うとともに、防災対策を講じます。

町民の憩いの場である舞鶴公園の西側周辺に位置している森林は、カシ・シイ等広葉樹林が広がり、風致地区に指定されています。今後とも広葉樹林の残存を図り、景観の維持向上を図る観点から、広葉樹の天然更新及び母樹の保全に努めます。

また、蚊口海浜公園周辺に展開する海岸線の松林に対しては、薬剤の地上散布や樹幹注入による松くい虫防除事業を実施し、潮害防風林としての機能、また、町内外の人々の憩いの場としての森林空間の保全に努めます。

森林整備の推進を図る上で重要となる林業労働力については、児湯広域森林組合、林業普及指導員、森林所有者の連携を密にし、国・県の補助事業や林業技術等の講習会等を通じた普及啓発に努め、適切な森林整備を推進します。

【役割分担】

行政の役割	○森林の循環利用や公益的機能等の多面的機能の持続的な発揮に配慮した森林の整備・保全に努めます。 ○森林を守り育てるという意識の高揚を図ります。
町民や事業者等の役割	○森林の持つ多面的機能について認識を深めるとともに、森林の適正な整備・保全に努めます。

（３）活力ある水産業の振興

【現状と課題】

本町は、一級河川小丸川と宮田川が町の中央部を貫流し、日向灘に注ぐ沿岸地域であり、きれいな淡水と海水が混じり合う河口付近で育つ良質の天然牡蠣は、本町の名産として県内外に広く知られています。

主要河川である小丸川及び蚊口浜沿岸においては、近年水量不足や水質の悪化による魚種及びその生息数の減少が懸念されており、毎年、小丸川漁業協同組合によるアユやウナギの稚魚放流や高鍋町カキ生産組合によるアサリやアワビの稚貝放流の自主事業に併せ、町委託による放流事業を実施し、魚・貝の種類及び生息数の増加による水産資源の増殖と環境保護を図っています。

【施策の体系】

◇ 活力ある水産業の振興 ———— ① 活力ある水産業の振興

【施策の方向】

① 活力ある水産業の振興

河川の水質保全や稚魚・稚貝放流による魚量の増加を図ります。また、沿岸部の水質保全、海岸景観の保全・美化、漁礁築造等に努め、本町の特産品である天然かきの保護増殖を図ります。

【役割分担】

行政の役割	○稚魚の放流や魚の生息環境の整備を推進し、漁業資源の拡大を図ります。
町民や事業者等の役割	○漁業資源を守り育てる意識を持ち、魚の乱獲や外来魚の放流をしません。 ○河川、海岸の環境の保全に努めます。

（４）商業の振興

【現状と課題】

本町の商業は、平成16年6月1日現在、商店数が356店、従業者数が2,154人、年間商品販売額が384億円、売場面積が44,092㎡となっています。

中心商店街の小売業については、上江地区を中心に大型ディスカウント店が出店したことや、コンビニエンスストアの増加による影響を受け、売り上げの減少や賑わいの喪失など、危機的な状況にあります。さらに、宮崎市への大型ショッピングモールの進出もあり、消費者の購買力が町外へ流出しています。

今後、道路交通網の整備が進み、商圈が広域化していくことから、本町の商業は、さらに厳しい経営環境に立たされることになります。

このため、本町の商店街を衰退させないための抜本的な対策が急務となっています。

近年、「まちの駅連絡協議会」の設立をはじめ、「門前朝市」「夕やけ市」「商人フェスタ」「散策の旅」等イベントの開催、まいづるカード会の「子育て応援とくとく商品券」発行など、高鍋商工会議所や商店街連合会等を中心とした様々な取り組みが展開され、商業活性化の気運が高まりつつあります。

また、県道蚊口・高月線（県道高鍋停車場線）拡張工事の中心商店街区間の施工を機に、中心商店街の今後のあり方についても議論していく必要があり、平成21年10月から「城下町高鍋まちなか活性化事業（県単独1／2補助）」への取り組みを開始したところです。

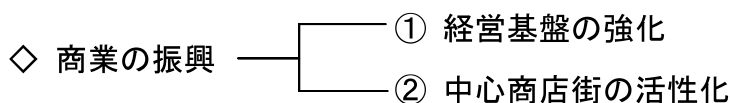
○商店数、従業者数、年間商品販売額、売場面積

（単位：万円、㎡）

年	商店数	従業者数	年間商品販売額	売場面積
平成11年	392	2,033	3,896,920	26,071
平成14年	363	2,115	3,782,867	33,889
平成16年	356	2,154	3,836,326	44,092

資料：商業統計調査〔各年6月1日現在（11年は7月1日現在）〕

【施策の体系】



【施策の方向】

① 経営基盤の強化

本町の商業を取り巻く厳しい経営環境に対応するため、高鍋商工会議所と連携を図りながら、次代を担うリーダー・後継者の人材育成を図ります。また、商業の近代化、安定化を促進するとともに、小規模事業者の経営や資金計画の相談、情報提供、後継者対策等を推進し、経営基盤の強化を図ります。

さらに、事業資金融資を円滑にし、商工業の振興を図ることを目的として本町が設けている小規模事業者特別融資制度、小口零細企業融資制度及び国・県等の資金制度について、その周知・活用を図ります。

② 中心商店街の活性化

本町の中心商店街を新たな視点から見直し、単なる買い物の場から「ふれあいの場、生活文化の場、暮らしの広場」として、地域に根付いた活気や魅力と個性あふれる商店街に変革していく必要があります。

中心商店街にある4つの商店会と高鍋商工会議所及び高鍋町観光協会で構成される「高鍋まちなか商業活性化協議会」（平成21年10月設立）を核として、城下町高鍋の歴史・文化・伝統等といったものを商店街へ取り込み、連携することで活性化を図り、新たな賑わいを創出する仕組みづくりを目指します。

【役割分担】

行政の役割	○商業経営者の人材育成、経営基盤の強化を図ります。 ○魅力や個性があり、活気ある商店街づくりを推進します。
町民や事業者等の役割	○地元商店街の活性化を支援するため、地元の商店で買い物をします。 ○商業経営者は、消費者が満足する賑わいのある商店街づくりに努めます。

【現状と課題】

② 地場産業の振興

地場産業振興会組織強化のため、会員増強と人材育成を図るとともに、各種物産展の開催・参加、ホームページを活用したインターネットショッピングなど、地場製品のPRを推進します。

地場製品の開発に当たっては、本町の農業や水産業などの特性を活かし、高鍋ブランドとして独自性の高い製品開発を目指し、地場企業による一次製品の生産から加工・商品化、販売までの一貫した取り組みを支援します。

【役割分担】

行政の役割	○企業経営者の人材育成、経営基盤の強化・安定を図ります。 ○地場製品のPR、開発、販路拡大を図ります。
町民や事業者等の役割	○企業の創意工夫により経営基盤を強化するとともに、環境に配慮した事業活動を行います。 ○地場製品の地産地消やPRに協力します。

(6) 農商工連携の推進

【現状と課題】

本町の産業別人口は、サービス業や卸・小売業を主体とする第3次産業の占める割合が拡大傾向にあり、農業が主体の第1次産業及び製造業・建設業が主体の第2次産業がともに減少傾向にあります。

これまで、これらの産業や地域のあらゆる経営資源を組み合わせ、経営の合理化・効率化、相乗効果などが期待できる「農商工連携（第6次産業化）」を推進するため、高鍋商工会議所・児湯農業協同組合・町の三者による意見交換会の開催や、南九州大学・県立農業大学校・県立高鍋農業高等学校と地域の連携を深めるため、平成17年度に設立した学園都市推進協議会における事業の実施など、様々な取り組みを実施してきましたが、なかなか進展しない状況にあります。

今後の本町活性化のためには、農商工連携事業の具現化を図る必要があります。

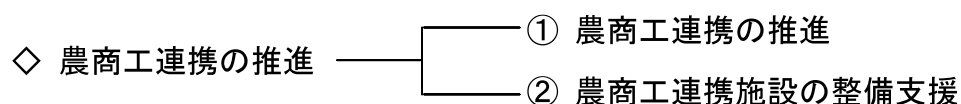
○産業別人口

(単位:人、%)

区分	平成12年		平成17年	
	(2000年)	構成比	(2000年)	構成比
第1次産業	1,366	12.7	1,303	12.3
第2次産業	2,531	23.6	2,182	20.7
第3次産業	6,813	63.6	7,055	66.8
分類不能	6	0.1	17	0.2
合 計	10,716	100.0	10,557	100.0

資料：国勢調査(各年10月1日現在)

【施策の体系】



【施策の方向】

① 農商工連携の推進

本町には、特色ある農林水産物、美しい景観など、長い歴史の中で培ってきた貴重な資源が数多く存在します。農商工連携とは、このような地域資源を有効に活用するため、農林漁業者と商工業者がお互いの技術やノウハウを持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むものです。

本町の基幹産業である農業の維持・強化を図るとともに、高鍋商工会議所・児湯農業協同組合・町の三者を中心に、関係団体が協議する場を設け、農畜産物の付加価値向上とブランド化に向けた取り組みを推進します。

② 農商工連携施設の整備支援

これまで単独的に行われてきた農林水産業・商工業・観光レクリエーションや、本町が有する自然・歴史・文化・民俗芸能・温泉など、地域の人材・技術・産業を効果的に結びつけ、相互の補完効果と相乗効果を高めるための施設整備支援に努めます。

【役割分担】

行政の役割	○農林水産業、商工業、観光レクリエーション等の各産業の連携を図ります。 ○地元の農畜産物を活用し、高付加価値加工品の開発を推進します。 ○農商工連携施設の整備支援に努めます。
町民や事業者等の役割	○安全・安心な農畜産物づくりに努めるとともに、高鍋ブランドの確立に努めます。 ○異業種の交流を図ります。

4-2 活気があふれ、いきいきと働けるまち

(1) 企業誘致と雇用促進

【現状と課題】

米国のサブプライム問題に端を発した世界的経済・金融危機を背景に、資源・食料価格の高騰などのマイナスの影響を正面から受け、日本経済は2008年秋から急速かつ大幅な景気後退に突入しています。自動車産業をはじめとする大手優良企業の歴史的な経営悪化が日々報じられ、派遣社員の解雇を発端に、今後、非正規社員から正社員へと雇用調整が本格化するのにも必至の状況となっています。

このような状況の中、本町においても、平成20年12月25日に高鍋町経済・雇用対策連絡会議を設置し、国・県の施策に準じた全庁的な経済・雇用緊急対策を進めているところです。

また本町では、平成22年度には南九州大学高鍋キャンパスの都城移転に伴い学生が転出する見込みであり、人口及び労働力人口の減少による消費低迷や活気の喪失、学生向け下宿やアパート経営者に多大な影響を及ぼすことが想定され、その対策が求められています。

本町の活性化を図るためには、地元企業の育成や新たな企業の誘致による雇用の促進、農商工連携による新産業創出など、新たな雇用の開発をしていくことが必要不可欠であります。

今後は、平成22年度から誘致企業に対して固定資産税の免除だけでなく奨励金や補助金の交付まで拡充した優遇措置をPRしながら企業の誘致を積極的に進めるとともに、既存企業も含めた立地企業の親会社等に対しフォローアップ訪問を行い、経営の継続・拡大、関連企業の紹介や情報収集を進めていく必要があります。

○労働力人口の推移

(単位:人)

年	総人口	15歳以上人口	労働力人口			非労働力人口		
			就業者	完全失業者	計	総数	うち家事	うち通学
昭和60年	23,239	17,958	10,526	487	11,013	6,929	2,840	2,362
平成2年	22,970	18,534	10,249	441	10,690	7,838	2,699	3,099
平成7年	22,886	19,104	10,702	476	11,178	7,917	2,753	2,769
平成12年	22,748	19,350	10,716	583	11,299	8,034	3,166	2,392
平成17年	22,522	19,394	10,557	743	11,300	7,919	3,023	1,956

※15歳以上人口には、労働力状態「不詳」を含んでいます。

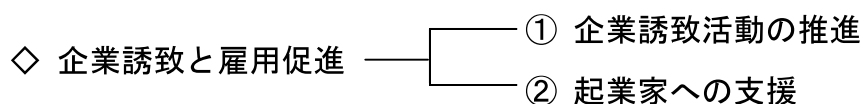
資料:国勢調査

○誘致企業一覧

会社名	操業年	主要製品
宝酒造(株)黒壁蔵	昭和27年	原酒、原料用アルコール
南九州化学(株)高鍋工場	昭和27年	化学肥料、農業資材
(株)宮崎中部食鳥	昭和47年	ブロイラー、鶏肉
高鍋生コン(株)	昭和47年	生コンクリート
協和工業(株)	昭和47年	建築業、道路舗装
勝田被服(株)高鍋工場	昭和49年	紳士服縫製
佐川急便(株)高鍋店	平成2年	貨物輸送
シール、機械工業(株)宮崎工場	平成3年	包装、梱包機械
(有)皆川ドライウッド	平成12年	木材加工業
(有)アンビシャス	平成15年	漬物

資料:政策推進課調

【施策の体系】



【施策の方向】

① 企業誘致活動の推進

新規企業の誘致・立地促進については、雇用の拡大、所得の向上など大きなメリットもありますが、県内最小の行政面積である本町は、大規模な遊休土地もなく開発も困難であり、常に制約を伴う状況があります。国内外で厳しい企業誘致競争が行われる中、町単独での誘致活動は、財政面や情報収集等の問題により極めて難しい状況であることから、企業誘致を重点施策に掲げる県との連携により、企業誘致の取り組みを進めています。今後とも県と関係団体との連携強化や町人会の設立など、情報交換の機会確保や人脈づくりに努めます。

また、既存企業も含めた立地企業の親会社等に対しフォローアップ訪問を行い、経営の継続・拡大、関連企業の紹介や情報収集に努めます。

本町の現状では新たな工業団地の造成が困難なため、工場跡地等を重点候補地として指定するとともに、町全域における遊休土地の有効活用を図ります。

さらに、企業ニーズに対応した円滑な誘致を進めるため、庁内関係各課はもとより、県や関係団体とも連携したワンストップサービス体制の確立を図ります。

② 起業家への支援

本町の産業振興においては、企業誘致に積極的に取り組むことも重要ですが、地域資源を基盤とした内発型の産業振興により、企業等の動向に左右されにくい、長期的に安定した地域経済の発展を図ることが必要と考えます。

そのため、本町の農業及び水産業、商工業、飲食業のそれぞれの分野における産業振興を図ると同時に、農商工連携さらには観光の連携による各分野を横断した新規創業や新分野進出などによる内発型の産業振興を進め、地域活力の創出を図ります。

【役割分担】

行政の役割	○企業誘致活動を積極的に推進します。 ○農商工連携等による内発型新産業の振興を支援します。
町民や事業者等の役割	○企業誘致等に係る遊休土地の有効活用に協力します。

4-3 観光交流のまち

(1) 観光交流の振興

【現状と課題】

近年、観光客のニーズは多様化しており、従来の物見遊山的な旅行で観光地に行き「見る」「食べる」「遊ぶ」といったスタイルから、地域住民との交流の中からその地域の自然・歴史・文化・芸能等に「触れる」「作る」「語る」「学ぶ」といった体験交流型観光のニーズが高まっています。

また、観光振興を核として、国内外からの交流人口を拡大する地域づくりが重要となっていることから、自然や歴史、文化などの地域資源を活かし、観光客等にとって魅力あるまちづくりを展開していく必要があります。

本町には、宮崎県観光遺産に指定された高鍋大師をはじめ、学術的にも貴重な動植物が存在する「高鍋湿原」などの自然資源、国指定史跡の「持田古墳群」を代表とする文化資源、「高鍋温泉」「蚊口海浜公園」「サーフスポット」「舞鶴公園」などの観光資源、「天然牡蠣」「焼酎」「キャベツ」「白菜」などの生産資源、質・量ともに充実した社交業・飲食業など、豊富な地域資源があり、高鍋町観光協会を中心に町内外の関係団体との連携を図りながら、観光ボランティアガイドの養成、高鍋城灯籠まつり、舞鶴公園桜まつり、海水浴場・キャンプ村開設など様々な観光イベントを開催し、観光客誘致に向けた活動を積極的に展開しています。

また、観光協会ホームページを平成20年度にリニューアルし、各種イベント等の最新情報を発信するなど、本町観光のPR徹底に努めています。

観光客の動向を見てみると、観光客総数はやや減少傾向で、県外客の割合が少ない状況が続いています。平成22年には東九州自動車道も開通予定であり、これまでの通過型観光から脱却を図り、魅力ある観光拠点の整備や滞在型観光を推進していく必要があります。

そのためには、本町が有する地域資源を活かすとともに観光に携わる人材を育成し、本町特有の様々な観光の具現化を図りながら、周辺市町村の観光レクリエーション資源との連携により広域圏域の魅力を高めていく必要があります。

そのため、平成19年度から東児湯5町の連携による「ひがしこゆ観光ネットワーク」を設立し、各町の観光資源を活かした観光振興対策の検討を行うとともに、観光推進のための人材育成セミナーの開催、宮崎県立農業大学校との共催による「児湯みんなの食農まつり」における「東児湯鍋合戦」の開催など、各種事業を展開しているところです。

また、県内有数のサーフスポットである蚊口浜の駐車場整備及び更衣室・トイレの改修を平成21年度に実施し、マリンスポーツに親しみやすい環境づくりにも努めました。

スポーツキャンプ誘致については、長年本町において春季キャンプを実施しているN T T東日本硬式野球部に加え、平成19年度から新たに、関東学園大学と桐蔭横浜大学の硬式野球部を誘致したところです。

これまでの硬式野球誘致に伴い、野球場の施設・設備については年々充実が図られているところですが、雨天練習場の設置が懸案事項となっています。

今後とも、野球の春季キャンプを継続して誘致していくとともに、他の競技誘致の受入体制を検討・整備していく必要があります。

○観光客の動向

(単位:人)

年(1月～12月)	県内客	県外客	計
平成16年	592,100	22,275	614,375
平成17年	574,024	19,095	593,119
平成18年	570,551	18,171	588,722
うち宿泊客数	16,509	62,154	78,663
平成19年	563,389	23,369	586,758
うち宿泊客数	11,875	54,665	66,540
平成20年	551,185	22,078	573,263
うち宿泊客数	20,706	45,970	66,676

※下表の「主な観光地の利用客数」
の人数とは一致しません。
(重複を除き、実数で記入)

資料:産業振興課調(宮崎県観光動向調査)

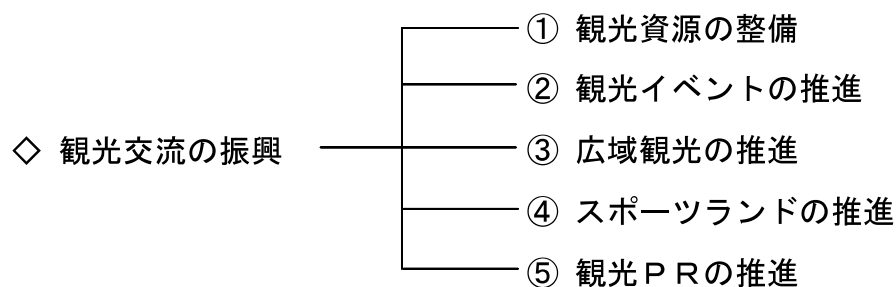
○主な観光地の利用客数

(単位:人)

施設名	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
舞鶴公園	42,328	40,599	46,243	66,514	73,744
歴史総合資料館	3,928	3,353	1,581	3,668	3,828
高鍋大師・持田古墳群	901	847	891	963	806
海水浴場	12,874	12,902	16,025	14,210	11,124
キャンプ村	565	467	280	264	230
家老屋敷	1,795	1,504	1,114	1,112	690
ルピナスパーク	308,685	308,980	300,014	298,020	275,893
高鍋湿原	7,828	7,625	6,496	7,608	5,493
高鍋温泉めいりんの湯	191,993	207,611	198,039	183,455	178,175
美術館	44,552	26,818	24,626	26,073	27,646
計	615,449	610,706	595,309	601,887	577,629

資料:産業振興課調(宮崎県観光動向調査)

【施策の体系】



【施策の方向】

① 観光資源の整備

本町の地域資源を活かした観光交流を推進していくため、観光拠点の整備とともに、拠点間のアクセス道や案内看板等の整備に努めます。

舞鶴公園一帯については、城下町の気風を残す歴史と文化の香り漂う落ち着いた空間として、また、高鍋温泉、高鍋湿原、四季彩のむらについては、自然と農村風景を活かした心安らぐ空間として、それぞれ一体感のある整備を推進します。

持田古墳群については、持田古墳群整備計画書に基づき、長期的展望に立った整備を推進します。その際、持田古墳群、高鍋大師へのアクセス道路の整備についても考慮します。

② 観光イベントの推進

春の桜まつり、秋の高鍋城灯籠まつりについては、本町の伝統的まつりとして継続します。また、その他のまつりやイベント等についても、その充実に努めます。

③ 広域観光の推進

「ひがしこゆ観光ネットワーク」を中心に広域観光の展開を図るため、関係自治体や宿泊施設・交通事業者等と連携しながら、新たな観光ルートづくりや広域イベントの開催などにより、観光客の誘致を図ります。

④ スポーツランドの推進

プロ野球やＪリーグ等のプロチームやアマチュア団体、学校クラブチーム等のスポーツキャンプや合宿の誘致を図るとともに、舞鶴ロードレース等の広域的なスポーツイベントの開催や各種スポーツ大会の誘致に積極的に取り組みます。

そのためにも、誘致できる環境整備の推進に努めます。

⑤ 観光ＰＲの推進

観光協会との連携により観光客の誘致を積極的に図ります。

そのため、県をはじめとする関係自治体や民間企業との連携を図り、大都市圏等からの観光客誘致に努めます。

また、町及び観光協会のホームページに、観光案内や最新イベントを掲載するなど、インターネット等のメディアを活用した効果的な情報発信を積極的行います。

【役割分担】

行政の役割	○地域資源を活かした魅力的な観光地づくりを推進します。 ○スポーツキャンプや合宿の誘致、スポーツイベントの開催を推進します。 ○観光協会と一体となって、イベントの開催や観光客の誘致、ＰＲ活動を積極的に推進します。
町民や事業者等の役割	○おもてなしの心を大切に、観光客とのふれあいを楽しみます。 ○たかなべの良いところを積極的にＰＲします。